

請願第 12 号及び 13 号についての討論

私は公明党神戸市会議員団を代表して、請願第 12 号「国是である非核三原則の堅持等を要請する意見書提出を求める請願」、ならびに請願第 13 号「日本政府が核兵器禁止条約に署名批准すること及び核兵器禁止条約関係会議にオブザーバー参加することを要請する意見書提出を求める請願」について、委員長報告すなわち採択を求めなかった立場で討論を行います。

当該請願は総務財政委員会に付託されましたが、私ども公明党市会議員団は神戸みらい市会議員団とともに継続審議を求めました。

その理由は以下に申し上げますが、自民党、日本維新の会そして無所属議員のみなさんが両請願いずれも不採択、共産党が採択という意見表明で、委員会の結論としては多数決で不採択となりました。

不採択を主張された理由は請願 12 号について政府は「非核三原則」を堅持しているので改めての意見書提出は必要ないとのことでした。

一方共産党は高市政権が非核三原則の見直しを容認するかのごとき見解をもっているのではないかと懸念し採択を主張されています。

私も当委員会で総理の発言が微妙に変化することに懸念を覚えていることを意見表明において申し上げました。

しかしここで明確なことは、どこの会派も委員も「非核三原則」を見直し、核兵器を保有するなり共有するなり、これを防衛力として活用すべしという明確な意見はなかったということです。

この問題の本質はどこにあるのでしょうか。

これを明らかにするには二つの点に注意することが重要であると私たちは考えています。

第一は、一部の政党や政治家あるいは政府

関係者が述べる「非核三原則」の見直し、すなわち核兵器の保有、共有を認め、これを防衛力の要にすることを主張していることと、政府の見解とを混同する危険性です。

改めて申し上げれば政府の公式見解は非核三原則を堅持するということです。不採択を主張される自民党議員団も日本維新の会議員団も非核三原則の見直しをすべきだから不採択とはおっしゃっていません。

それゆえ、政府において堅持する気があるかないかを現時点で議論することはいわゆる水掛け論になり、今の時点で非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することの効果はいかななものかと考えるところです。

第二の注意点は、民主主義のあり方を改めて考えるべき点です。つとに指摘されているように主権在民の理念のもと国民がその多数をもって政治の行方を決めていくことが民主主義ですが、その結果が国民にとって最良の

ものとなる保証はありません。

民主主義を国民にとってよりよい制度とするためには重要な条件があります。それは主権者たる国民が「良き市民」であり続けることです。

「良き市民」、英語の”Good Citizen”を翻訳したのですが、その意味するところは政府にとって都合の良い「良き市民」ではなく、市民、国民自身の幸福追求にとって何が大切か考え、公平、公正、博愛などその基本的な理念をもって行動する市民です。

近年 SNS によっていわゆるフェイク情報が氾濫し問題になっています。これが問題になるのは国民が間違った情報をもとに判断すれば間違った結果がでてしまうからです。

したがってこの弊害をなくすにはファクトチェックが不可欠と言われていますが、同様に平和を守り、構築するためには、常に正しい理念、正確な情報、これを理解するリテラ

シーを育む努力が重要です。

さきの衆議院議員選挙でも核兵器の問題をめぐって積極的に保有、共有を求めるべきとする候補者もありました。その発言は自由です。

しかし、政府が「非核三原則」を堅持するとしている以上、「良き市民」を守り育てるために、積極的に核兵器が人類を破滅に導く恐ろしい兵器であること、核兵器をこの世界からなくすことが唯一の戦争被爆国である日本の使命であること、そしてそもそも憲法にうたわれているように国家間の紛争解決において武力を用いないとしていることを国民に訴え、平和をいかに守っていくべきか、次代を担う子供たちに従来にもまして積極的に伝える努力をすべきであります。

核兵器の問題は政争の具に留めてはいけません。核兵器の廃絶、平和の維持がいかに大切か、このことについて国民自身がゆるぎな

い確信をもって頂けるよう政府が、政治が努力すべきだという点において、当該請願を採択する方も不採択とする方も異論はないはずです。

その意味で私たちは、「非核三原則」の堅持を政府に求めるのみならず、国民自身にその重要性、その背景にある平和主義を積極的に訴えるべきという意味で、継続して審議すべきと申し上げた次第です。

この点是非、同僚議員諸氏のご理解を頂きたいと思います。

請願第 13 号につきまして今すこし意見を申し述べたいと思います。

核兵器禁止条約への現時点での署名・批准は核兵器を世界から根絶するという目的のためには時期尚早というべきだと考えています。

先ほど申し上げたように核兵器廃絶は人類共通の目標です。

しかし、現実の国際政治ではすでに核兵器

を保有する国が存在し、これを防衛力の基盤としています。また核兵器を保有しない国のなかでもいわゆる核の傘のもとで自国の防衛を考えている国も少なくありません。

我が国も第二次世界大戦で敗北し、日米安全保障条約のもとで我が国独自の防衛力に加え米国の軍事力も含めた防衛戦略を取っています。

言うまでもなく米国は核兵器保有国です。その意味で我が国も米国の傘のもとにすることが現実です。

しかし同時に我が国は「非核三原則」をもって核兵器に対する国民、政府の理念を表明しています。米国もこれを十分理解し外交上尊重してこられました。

その意味で改めて我が国の非核三原則は核保有国に対しその利用に抑制的効果を持っているものと理解する必要があります。

さらに核兵器の廃絶のためには核兵器保有

国を非難するだけでなく、核兵器を保有することの意味を無くしていく努力が必要です。核保有国はなぜ核兵器を保有するのか、それをどう使うつもりなのか。

たとえば、核兵器廃絶への一つの道として核兵器の先制不使用の条約提案があります。核兵器を保有することを一気にやめさせることが現実的でないとするれば、核兵器保有国に対して、その紛争において紛争相手より先に核兵器をすることのないよう条約上約束させることです。

核兵器禁止条約の署名・批准は我が国にとって重要な目標です。しかし残念ながら核兵器を保有する国と同条約に加盟する核兵器を保有しない国との溝は深く、その歩み寄りには期待できません。

核兵器廃絶は人類共通の願いであり目標です。それには核兵器を保有する国にある他国に対する不信、不安を解消していく地道な努

力こそが必要です。

私ども公明党は自民党と連立政権を組んできたなかで、核兵器禁止条約に関する国際会議に政府としてまた政権与党としてオブザーバー参加を提案し求めてきましたが、残念ながら公明党の国会議員が参加したのみで、政府や自民党からの参加は見送られたままです。

このような状態で核兵器禁止条約の署名、批准は難しく、そこに向かうためのいくつかのハードルを越えていくことが私たちの課題であると思います。

その目指すところについては請願者のご主張にまったく賛同するものですが、その方法論において今しばらく議論が必要だとの理由で総務財政委員会でもこれも継続審議を求めたものです。

請願の扱いとしては、制度上、採択か不採択しかないため、採択を主張しなければ不採択となりますが、今後もこの議論を神戸市会

として真摯に取り組むため本日賛否の結論を出さず継続して審議すべきことを申し上げて
討論といたします。